



県章

# 滋賀県公報

令和5年(2023年)  
3月31日  
号外(15)  
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

## 目次

### ○ 監査委員公告

監査の結果に基づき講じた措置の内容の公表公告..... 1

## 監査委員公告

### 監査の結果に基づき講じた措置の内容の公表公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、知事等から監査の結果に基づき講じた措置の内容の通知があったので、同項の規定により当該措置の内容を次のとおり公表する。

また、監査の結果に関する報告に添えて提出した意見に対し、講じた措置の内容の通知があったので、次のとおり公表する。

令和5年3月31日

滋賀県監査委員 成田政隆  
" 奥博  
" 村尾慎哉  
" 藤本武司

### 監査の結果に基づき講じた措置の内容の通知に係る事項

監査実施対象機関名	東近江土木事務所
監査実施年月日	令和4年6月17日
監査結果報告年月日	令和4年12月5日
監査の結果	令和2年度に発注した道路橋梁耐震補強工事の修正設計に必要な現場試験について、契約手続を行わずに、口頭指示のみで実施するとともに、次年度の令和3年7月に契約を締結している事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	指摘のあった事案は、建設工事等にかかる入札契約手続の理解や手続の各段階における確認が十分でなかったことが要因として考えられる。 こうしたことから、土木交通部として、契約審査委員会の機能改善を図るため、「審査チェックリスト」の改定や契約審査委員会委員に対する研修を実施した。また、適切な契約執行の徹底、および契約事務の知識の向上を図るため、工務担当職員が書面により指示を行うことを徹底するよう、特記仕様書を改定するとともに、工務担当職員や建設工事等業者に対する研修、入札契約事務に関する研修を実施した。 当事務所においても変更設計業務の研修を実施するとともに、工事毎の設計変更契約の締結を一覧表にして、適切な変更契約の時期について、担当者だけでなく組織で共有し複数で確認している。 今後も引き続き、適切な入札契約手続に対する理解向上を図るとともに、組織的な進捗管理を徹底し、判断に迷うような場合には組織や部局を越えて広く対応を協議しながら、適切な事務の執行に努めていく。

### 監査の結果に関する報告に添えて提出した意見に基づき講じた措置の内容の通知に係る事項

監査結果報告年月日	令和4年12月5日
監査の意見	(1) 消費生活センターの相談体制について(総合企画部県民活動生活課、消費生活センター) 消費生活センターは、消費者被害の救済や暮らしに役立つ情報提供、消費者への啓発などの行政サービス

を担っている。SNS利用者が増加する中で、SNSをきっかけとした消費生活相談は増加している。また、県内では、年間約1万2千件の相談があり、高齢者の相談件数も3割を超えている。市町の設置している消費生活センター等とともに、滋賀県の消費者施策の重要な役割を果たしている。

県の消費生活センターにおいては、より高度化、巧妙化していく事案に、的確かつ迅速に対応するため、専門性や広域的な対応が必要となる事案への対処など、対応力、技術力等の更なる向上が求められるとともに、市町への支援など様々な課題に対応できる相談体制の確保や次代を担う相談員の人材確保や育成など一層の充実強化が求められる。

そうした中で、消費生活センターの消費生活相談員は、配置予定の10名に対し、令和3年度末で3名が退職しており、人員が充足されない状況となっている。全国的な人材不足である中、国家資格や実務経験が必要な仕事であることを考慮すれば、相談員不足は早急に解決しなければならない課題と考えられることから、退職理由を客観的に分析するとともに、土曜日勤務や勤務日数などの処遇面および職場環境等について、改善すべき事項がないか、十分な検討が必要と考える。

については、今後の県内消費者行政のあるべき姿の実現に向け、県、市町の担うべき役割分担のもと、消費生活センターにおける相談体制の整備に早急に取り組まれない。

#### 当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(総合企画部県民活動生活課、消費生活センター)

消費者安全法において、都道府県は消費生活相談のうち広域的かつ専門的な案件に対応するとともに、市町への助言や支援を担うとされており、中核センターとしての役割が期待されている。

このため、消費生活センターは、その役割が果たせるよう相談体制を整備し、市町の消費生活相談窓口の支援や事業者とのあっせんにも積極的に取り組んでいる。また、消費者教育・啓発についても消費生活相談員は重要な役割を担っていることから、研修等の充実によりその資質向上に努めてきたところである。

しかしながら、全国的な消費生活相談員の高齢化、人材不足の中、消費生活センター相談員のよりよい勤務条件の自治体への転籍が重なったことや、資格が必要な職種である相談員の新たな人材確保が困難であったことから、令和4年度においては人員が充足されない事態となった。

こうした状況を踏まえ、人材の流出防止と新たな人材確保を図るため、令和5年4月1日から消費生活相談員の処遇改善を行うこととした。

まず、中核センターとしての役割や近隣府県の状況を勘案し、消費生活相談員の報酬額の上限額を引き上げるとともに、国家資格を持ち、一定の経験を積んだ相談員がモチベーションを持って働けるよう「指定消費生活相談員」を新たに指定することとし、指定消費生活相談員については報酬額の上限額をさらに引き上げることとした。

また、勤務体制については、土曜日を閉所し、消費生活相談員の勤務形態を週5日(28時間45分)から週4日(31時間)に変更した。これにより、相談時間(9:15~16:00)の前後に事務処理時間を確保するとともに、勤務日を減らすことにより精神的負担の軽減を図ることとした。

これらの処遇改善を通じ、必要な人材確保を図り、将来にわたって相談体制を維持するための人材育成に取り組んでいくことに加え、相談体制を平日に集約することで事業者とのあっせんや市町支援・連携に注力し、県全体の消費生活相談のレベルアップや消費者被害防止のための見守り力向上に努めていく。さらに、曜日や時間に関係なく相談できるインターネット消費生活相談の広報を強化し、消費生活相談のデジタル化を進めるなど、これまで以上に中核センターとしての役割を果たせるよう取り組んでいく。

監査結果報告年月日 令和4年12月5日

監査の意見

(2) 収入証紙に代わる収入方法の導入について(総合企画部DX推進課、総務部税政課、会計管理局、警察本部)

現在、本県では、事務手数料などの納付を、条例により収入証紙を用いて行っている。

こうした収納方法は、窓口における現金取扱に伴うリスクを軽減し、収納を確実に行う上で県にメリットがあるが、収入証紙の販売場所や時間が限られており、納付者には負担となっているほか、収入証紙の作成・保管、売りさばきなどに伴う負担やリスクもある。

こうした中で、近年、キャッシュレス決済やコンビニエンスストア等での納付など、公金収納の方法も多様化してきており、これに伴って、一部の自治体では、収入証紙の発行を取りやめ、他の支払方法への転換を進めている事例も見受けられる。

については、本県においても、県民の利便性の向上や経費削減、事務の効率化を図るため、各関係機関が連携し、収入証紙に代わる収入方法の導入について、早急に取り組みたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(総合企画部DX推進課)

事務手数料などを、クレジットカードにより、電子申請手続きに合わせて納付できるキャッシュレス決済の仕組みを導入しており、令和4年12月以降、一部の法定研修に係る受講料の納付など5業務において、順次、収入証紙に代わりうるキャッシュレス決済を開始している。

このほか、電子申請システムによる処理が可能な手続きについては、速やかに申請受付が開始できるよう、手続を所管する部署に対する支援を行い、電子納付が可能な事務手数料などを拡大していくこととした。

(総務部税政課)

県税における証紙徴収の対象税目のうち、自動車税ではキャッシュレス納税が行えるOSS(自動車保有関係手続のワンストップサービス、関係する各種手続をインターネット上で一括して行うことを可能にしたもの。)の仕組みを平成30年度に導入済みであるが、更なる利用拡大に向けて取り組んでいる。

狩猟税については、国においても検討中の狩猟者登録申請の電子化と、県収入証紙による手数料収納のキャッシュレス化の動向を踏まえながら、納税証紙に代わる納税方法を、関係機関と連携し検討していく。

(会計管理局)

現在、収入証紙や現金により収入している公金の納付方法について、県民の利便性や事務の効率化を図るためキャッシュレス決済等の導入に向けた検討を始めており、これにより収入証紙の廃止と現金取扱いの大幅な縮小を図ることとしている。

既に、一部の申請で、電子申請に伴うクレジットカード決済を開始し、収入証紙に限っていた収納方法をキャッシュレス決済にも拡大した。

また、電子申請の対象とならない手続についても、キャッシュレス決済の導入について検討を始めており、具体的な決済手段の選択、規則や業務フローの変更等を踏まえた導入時期等について、関係所属とともに令和5年度を目途に方針を決定することとして検討を進めている。

併せて、電子申請やキャッシュレス決済を利用できない者への対応についても検討し、収入証紙の廃止に向けて取り組むこととしている。

(警察本部)

警察関係事務手数料のうち、自動車の保管場所の確保等に関する法律に基づく事務手数料の一部については、既にOSS(自動車保有関係手続のワンストップサービス、関係する各種手続をインターネット上で一括して行うことを可能にしたもの。)の仕組みを導入しているが、近年のキャッシュレス化の浸透を踏まえ、県民の利便性や事務の効率化を図るため、キャッシュレス決済等の検討を始めており、今後、知事部局等と連携して収入証紙に代わる収納方法の導入に向けて積極的に検討していく。

監査結果報告年月日 令和4年12月5日

監査の意見

(3) 公用車の集中管理のあり方について(総務部総務課、会計管理局)

県(警察本部等を除く知事部局に限る。)では、現在、本庁および地方機関等において、650台を超える公用車を所有・管理しているが、その内訳をみると、各所属において所有・管理されているものが大半で、総務部総務課による集中管理の対象となっているものは28台(そのうち1台はバス。)と、全体に占める割合は極めて低い状況となっている。

令和3年度における集中管理車の稼働率は、平日で73.1%、大津車に限ると83.7%となっており、また、取得後の使用年月が長い車両や走行距離が多い車両については、順次更新に努められている。

各所属が所有・管理する公用車については、稼働日数が極めて低い車両があり、また、新車登録後20年以上を経た車両も見受けられるなど、公用車の活用・更新等の面において課題があると考えられる。

また、新車で購入する車両については、令和元年度以降、集中管理車、各所属の管理車を問わず、バックモニター等が標準仕様として装備され、年々安全装備の拡充が図られるとともに、電気自動車など次世代自動車を率先して導入することとされている。しかし、各所属が保有している既存車両への装備については、それぞれの所属の判断に委ねられており、予算等の制約もあって導入が進んでいない状況にあり、公用車の安全性を高めるとともに、公用車による事故を防止するため、全庁統一的な対応が必要と考えられる。

については、公用車の運用管理の状況を全庁的に把握し、より効率的・効果的な運用を図るため、安全性の

向上やCO<sub>2</sub>ネットゼロ推進の観点からも、公用車の集中管理のあり方について、早急に検討し、取り組ま  
れたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(総務部総務課)

県の公用車は、現状では、所属ごとに所有・管理を行っているが、すべてが県の財産であり、最少の経費で  
最大の効果を上げることができるよう、より効率的・効果的に運用していく必要がある。このため、業務見直  
しの視点に立って公用車をどのように運用管理していくのが良いか、まずは本庁舎および大津合同庁舎内の各  
所属で所有している約120台を対象に集中管理のあり方を検討していく。

なお、検討に当たっては、公用車の現状と課題、あるべき姿を整理することとし、台数・使用年月・稼働日  
数・管理における問題点等を照会等により整理するとともに、任意保険の一括加入の対象車両について、バッ  
クモニター等の安全装備の状況を取りまとめた。

これらの結果を踏まえて、関係する所属と連携を図りながら公用車の効率的・効果的な運用に努める。その  
際には、「CO<sub>2</sub>ネットゼロに向けた県庁率先行動計画」における温室効果ガス排出量の削減目標(2030年度  
に2014年度比50%減)の実現のため、自動車等の使用に伴う温室効果ガス排出抑制につながる取組と  
なるよう留意する。

(会計管理局)

県の公用車は、「滋賀県公用自動車購入車種等審査会」で定められた「公用車購入基準仕様」により会計管  
理局管理課において集中調達している。

令和元年度以降の新規購入車両については、その時点で必要と考えられる安全装備を基準仕様に反映するこ  
とにより、一定の安全性を確保している。

しかしながら、平成30年度以前に購入した公用車については、管理している所属により安全装備に対する事  
後的対応が異なると考えられることから、まずは、任意保険の一括加入の対象車両について、安全装備の状況  
を取りまとめている。

この結果をもとに、今後、関係する所属と連携しながら公用車の安全性確保について検討を進めていく。

監査結果報告年月日 令和4年12月5日

監査の意見

(4) 総務事務集中化の推進について(総務部人事課、総務事務・厚生課)

本県では、地方行政機関において先行的に取り組まれていた総務事務集中化について、平成26年度から本  
庁においても取り組まれ、現在、本庁では知事部局(事業課の一部を除く。)と教育委員会事務局等、また、  
地方機関では各地方合同庁舎内の各所属に係る給与・旅費の支給、共通経費の執行事務等のいわゆる総務  
事務を総務部総務事務・厚生課において一元的に処理している。

一方で、今回の定期監査において、総務事務集中化の対象外の所属における事務処理誤りのうち、総務事  
務に係るものが半数近くとなっている。

こうしたことから、総務事務に係る事務処理誤りを防止し、業務効率化を図るとともに、組織固有の事務  
に専念できる体制を整備するためには、総務事務集中化の対象所属をさらに拡大していくことが必要であ  
る。

例えば、湖東や高島の健康福祉事務所など、地方合同庁舎に近接していないため、集中化の対象外となっ  
ている所属については、改めて集中化できない要因等を検証し、集中化に向けて検討されたい。

なお、集中化されていない本庁の各行政委員会等(警察本部を除く。)についても、同様に検討されたい。

さらに、その他の集中化対象外の所属についても、電子決裁等の進展や今後のDXの推進状況を踏まえつ  
つ、早期に改善を図れるよう段階的、計画的に取り組まされたい。

併せて、総務事務集中化の拡大により、組織固有の施策の充実や職員の専門性の向上、健康経営の推進に  
つながるよう配慮されたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(総務部人事課、総務事務・厚生課)

総務事務の集中化については、平成13年度から大津を除く各合同庁舎、平成26年度から本庁知事部局各課、  
平成29年度から大津合同庁舎、消費生活センターのほか、令和4年度からは、教育委員会事務局の集中化に取  
り組んでいる。

一方で、単独地方機関については、地理的に離れていることによる不便な面や、行政委員会については、任

命権者が異なることで集中化に馴染まない事務があるなど、一定の課題も生じている。

今後、事務処理の効率性や正確性の向上、職員の負担軽減に資するために、直近の教育委員会事務局における集中化の効果、課題等や他の任命権者の意見なども踏まえ、地理的課題のある所属や本庁の各行政委員会等の集中化について検討を行う。

また、その他の集中化対象外の所属についても、検討の結果や全庁での業務改善の動向等も捉えつつ、総務事務集中化の検討を進めていく。

監査結果報告年月日	令和4年12月5日
監査の意見	<p>(5) 県道原松原線都市計画街路整備事業の実施効果について(土木交通部都市計画課、湖東土木事務所)</p> <p>県道原松原線都市計画街路事業は、彦根市原町の国道306号原町交差点から同市古沢町の国道8号古沢町交差点を結ぶバイパス道路を建設するもので、主に国道8号の外町交差点を先頭に国道306号の慢性的な交通渋滞を解消するために実施されている。また、延長約1.7kmのうち約1.1kmはトンネル区間となっている。</p> <p>平成30年度末にトンネル工事についての当初契約が締結され、契約金額は約49億7千万円であった。</p> <p>令和2年1月から掘削に着手し、令和4年3月にトンネル区間が貫通したが、このおよそ3年間で、金額の変更を伴う契約変更が十数回、度々議会での議決を要する契約変更も行われ、令和3年度末時点での契約金額は約98億円にまで増額されている。</p> <p>増額の理由として、「国の基準等による地質調査に基づき掘削を進める中で、想定以上に脆い地質のため補助工法の追加が必要となったこと」、「掘削した土砂のうち、基準を上回る重金属を含む土砂の量が増大し、処分のための費用が増えたこと」などが挙げられており、一定やむを得ない事情と思慮されるが、当初契約金額が2倍近くに増額されたことについて、県財政への負担も懸念されることから、県民の理解を得るため、十分に説明責任を果たすことが求められる。</p> <p>については、これまでの経過を踏まえ、事業完了ののち、供用開始後の周辺交差点における渋滞解消等の状況により、事業実施の効果や影響を精査・検証し、県民に分かりやすく示すことで、事業実施に係る理解を得るよう、積極的な情報提供に努められたい。</p>
当該監査の意見に基づき講じた措置の内容	<p>(土木交通部都市計画課、湖東土木事務所)</p> <p>事業完了後には、当路線を含む周辺道路の交通量調査を実施し、地域の渋滞の状況や周辺交通量の変化などを把握し、事業完了以前との比較や検証を行い、バイパス整備による事業効果について、県民の皆様に分かりやすくお示しすることとしている。</p>

